

政府間関係における影響力ルート —日加両国における行政ルートと政治ルート

城戸英樹

はじめに

本稿の目的は、日本における地方政府から中央政府への影響力ルートの特徴を明らかにすることである。日本の地方政府は中央政府に対して、どのような影響力ルートを持っているだろうか。このことを明らかにするために、本稿ではカナダとの比較から日本の政府間関係¹を特徴づける。その中では、分権的で地方政府が強いとされるカナダと比較して、日本の地方政府がどのような影響力ルートを有しているのかを明らかにする。

これまでの研究では、政府間関係の影響力ルートは政党ルートと行政ルートからなるとされている。それを受けて、日本における影響力ルートについても、これら二つのルートから検討が行われてきた。その中では、中央から地方へのルートとして行政ルートが、地方から中央へのルートとして政党ルートが、それぞれ機能しているとされてきた。

本稿も、基本的にはこれら二つのルートに注目し、日本の政府間関係の特徴を明らかにする。ここで、すでに明らかにされてきたルートに注目するという点では、本稿の意義は少ないように思えるかもしれない。しかし、本稿では、比較の視点から日本の政府間関係の特徴をとらえる。これまでの研究では、主に日本のみ焦点が絞られており、他国との比較によって日本の政府間関係がどのように位置づけられるのかが十分には検討されてこなかった。本稿は、この点を補完する試みである。また、1990年代以降の地方分権化を

経験した現在に、日本の影響力ルートがどのようなものであるのかを検討することは重要な課題であると考えられる。この点からも、本稿において日本の政府間関係を再度捉えなおすことには、十分な意義があると考えられる。

次に、カナダを比較対象の相手として選択した理由は、大きく分けて二つある。一つは、世界の中でも最も分権的な国の一つ²とされるカナダと比較することで、集権的とされてきた日本の地方政府がどのような特徴を持つのかを示す狙いがある。これは、日本と比較していわば対極に位置するような国との間でどのような共通点があり、どのような相違点があるのかを明らかにする試みである。第二に、財政面を考慮した時の日本とカナダの類似性があげられる。公的支出に占める割合からいえば、日本の地方政府は単一制の国家としては非常に多くの支出を行っている³。地方政府の役割について活動量の多さから検討する際には、公的支出について同程度の国と比較することが適当であると考えられる。この点で、日本は地方が同程度の活動を行っているカナダなどの連邦制国家が比較を行う相手として適しているといえる。これらの点から、本稿ではカナダとの比較から日本の特徴を探るという試みを行う。

本稿の構成は以下の通りである。まず、第2章では先行研究の検討から政府間関係における影響力ルートの整理を行う。次に、第3章では日本とカナダの政府間関係制度の比較を行い、カナダと比較して日本がどのような特徴を持つのかを明らかにする。第4章では、本稿のまとめを行い、今後に向けた課題を示す。

2 先行研究の検討

ここでは、中央地方間の影響力ルートについての先行研究を検討したうえで、本稿の視点を提示する。先述したように、これまでの研究では政府間を結ぶ影響力関係は、行政ルートと政治ルートという二つのルートから検討が行われてきた。ここでは、影響力ルートについてまとめを行ったうえで、近年の研究において地方から中央への働きかけにこれらのルートがどのように機能してきたとされているのかを整理する。

(1) 中央による地方の統制

日本においては、政府間関係の影響力ルートについて、これまで大きく二つの視点から研究が行われてきた。一つは、垂直的行政統制モデルであり、もう一つは水平的政治競争モデル（相互依存モデル）である¹。

従来、日本の中央政府と地方政府の関係については、垂直的行政統制モデルに基づいた理解が一般的であった²。そこでは、主に機関委任事務などの行政機構を通じて、中央政府が地方政府を統制してきたことが指摘される。すなわち、機関委任事務という、中央政府の事務を地方政府の首長を執行機関として地方に委任するという制度を通じて、中央が地方を統制してきたという側面に注目をする。また、機関委任事務に関しては、地方議会の関与が著しく制約されているという点も中央による統制を強める要素として指摘される³。さらに、財政面では、地方政府の歳出に見合うだけの歳入が確保されていない点が問題とされる。特に、補助金などの財政移転を通じて、中央が地方政府に影響を及ぼしていると言われる⁴。

このような中央による地方への統制は、地方自治制度に関する政策決定においても貫徹していると考えられている。すなわち、中央政府、特に中央省庁が、地方に関する決定を行っているという点が強調される。地方制度改革についていえば、中央政府による「上から」の改革であったという側面が強調され、地方の利益は改革には十分に反映されていないとされる。いくつか具体例を挙げておこう。

伊藤正次は、90年代以降の地方制度改革は中央政府による「上から」の改革であったと指摘する。彼は、その上で中央政府におけるコア・エグゼクティブの構造が改革に影響を与えたという⁵。具体的には、第一次分権改革から三位一体の改革に至る一連の分権改革において、コア・エグゼクティブの凝集性が、改革の内容と進展に大きな影響を与えたと主張する⁶。第一次分権改革では、コア・エグゼクティブの凝集性は高くなかったものの、地方分権推進委員会が、「準官庁化」することによって、霞が関ルールにのっとった「政府内政治」のアクターとして改革で主導性を発揮できたという。このように、第一次分権改革は、審議会主導による「上から」の改革と位置づけ

られる。これに対して、三位一体の改革では、審議会主導型の改革は機能しなかった。それに代わって、小泉首相がコア・エグゼクティブの凝集性を維持することに成功し、最終的には首相が決断を下す形で「上から」の政治決着が行われたという。

同じように「上から」の改革という視点をとるものとして、他にも谷本有美子の研究がある¹⁰。彼女は三位一体の改革について、中央政府が決定を行った結果、地方にとっては歳入が減少し地方政府間の格差が拡大するという結果になったと主張する。つまり、地方交付税交付金と国庫補助負担金の削減が税源移譲額を大きく上回っており、地方政府にとっては負担が増える結果となった。さらに、地方交付税交付金の額が減少したことによって、地方政府間の財政調整機能が弱まった。また、税源移譲は国税である所得税から地方税である住民税への移譲というかたちをとった。そのため、都市部と地方とでは住民数の違いから地方税収の伸びに差が生じ、地方税収の格差が拡大した。これら財政調整機能の弱まりと地方税収の格差によって、地方政府間の財政的な格差が拡大したと指摘する。

(2) 中央政府における地方利益の反映

①相互依存モデル

1980年代以降、垂直的統制モデルには、地方から中央への影響力行使を指摘する相互依存モデルによって反論が行われてきた。この相互依存モデルで重視されてきたのは、政策ネットワークという概念である。政策ネットワーク論とは、政治過程をアクター間の相互作用から捉える視点の一つである¹¹。より具体的な定義として、新川敏光は以下のような類型化を行っている¹²。すなわち、政策ネットワークの閉鎖性と相互依存性から、寡占的共同体、政策カーテン、イシューネットワーク、顧客主義という4つに類型化している。本稿でも、これら4つを総称して政策ネットワークと考えることにしよう。

中央地方関係の分析において、政策ネットワーク論は大きな貢献を行ってきた。例えば、ローズによれば、イギリスにおいて中央と地方はそれぞれに資源を持ち、政策ネットワークを通じてその資源の交換を行うため、中央地

方関係は相互依存的となる¹³。また、ネットワークによる相互依存では、政策共同体が重要な位置を占めるという。さらに、アシュフォードは、イギリスとフランスを政策ネットワークの視点から検討し、中央集権的であると思われたフランスにおいて地方が中央に一定の影響を及ぼす一方で、地方自治の母国であるとするイギリスの地方政府が行える活動は大きく制限されていると指摘する¹⁴。このような通念と異なる結果をもたらす要因として、イギリスでは中央政府が行政ルートを通じて地方を統制しているのに対し、フランスでは政治ルートを通じて地方が中央に影響を及ぼしていることが示される¹⁵。これらの研究はいずれも、政策ネットワークという概念を用いながら、中央と地方が相互依存関係にあることを示している。

日本について、中央と地方の相互依存関係があることを明らかにしたのが、村松岐夫の研究である¹⁶。村松は、それまでの垂直的統制モデルが行政ルートのみを検討していた点を問題として指摘する¹⁷。その上で、日本の地方政府は、地元選出の議員などを通じて、中央政府に対して影響を及ぼしているという。その点で、行政ルートのみを取り上げることは一面的であり、行政ルートと政治ルートを通じて中央政府と地方政府が相互依存関係にあると指摘した。

村松の議論を出発点として、地方政府は中央の決定に従順に従う存在ではなく、自律的に中央政府と交渉を行っているという研究が活発に行われるようになった¹⁸。すなわち、中央政府が地方に関する決定を一面的に行い、地方はその決定を受け入れるだけであるという視点には、大きな疑問が提起されるようになったのである。この視点を敷衍すれば、地方制度改革についても、地方は単に決定を受け入れるだけの存在とは考えにくく、決定に自らの利益を反映させようとすると考えられるほうが自然だと思われる。この点から、地方の利益が中央の政策決定にどのように反映されたのかを検討する必要性が生じる。その際に重視されるのが、制度論アプローチである。

②制度論アプローチ

村松以降の相互依存論の研究では、中央地方関係は政策ネットワークとし

論文

てとらえられてきた。政策ネットワーク論は一定の説得力を持つが、いくつかの課題がある。その最大のものが、政策結果の説明がアドホックなことである。政策ネットワーク論では、政策結果はネットワークに誰が参加しているのか（もしくは、誰が参加できるのか）に大きく左右される。このことは、逆にいえば、政策結果を説明するのは、その政策形成過程に誰が参加していたのか、ということである。確かに、政策ネットワークは一定の閉鎖性を持ち、参加者が大きく変動することはないかもしれない。しかし、政策ネットワーク論によって、政策結果の違いを説明しようとするれば、やはり誰が参加者だったのかという問題に行きつくだろう。これは、中央地方関係においては政策領域ごとに異なる形のネットワークを形成するという、秋月謙吾の指摘とも重なる¹⁹。つまり、政策ネットワーク論に依拠する場合であっても、中央地方関係において、どのような政策ネットワークが形成されているかを明らかにする必要がある。

近年この点について、決定を行う場はどこなのか、そして誰が決定に参加していたのか、という、制度論の視点から研究が進められてきた。その中には、公的なルールなどによって規定される制度が、決定の場やその参加者を決定すると考える事によって、アドホックではない説明を行うことが試みられている。このいわゆる新しい制度論が実証的な政治学分析に登場してから20年以上がたち、すでに多くの紹介がなされてきた²⁰。このため、本稿では制度論について改めて論じることはせず、制度のとらえ方に焦点を絞って議論を行う²¹。合理的制度論であれ、歴史的制度論であれ、新制度論において制度は、政治アクターの行動に制約を与えるものとして理解される。アクターに制約を与えるという制度の特徴について、真淵勝は、参加の制度と選択肢の制度とに整理する²²。すなわち、制度の特徴を、政治アクターがある決定に関与できるのか否か（参加の制度）と、そのアクターにどのような選択肢を与えるのか（選択肢の制度）という、二つの側面からとらえる。

この二つの制度の側面のうち、近年の地方から中央への利益表出に関する研究が重視するのは参加の制度という側面である²³。具体的には、地方に関する決定がどのような場でなされ、その場にはどのアクターが参加し、地方

の利益が表出されたのかを検討している。

まず、地方の意見を中央に反映させるための制度に注目する研究がある。金井利之は、中央政府内に中央と地方が協議を行う場が設定されたことを重視する²⁴。これまで日本においては、地方に関する政策決定について、地方が中央と直接協議するような場は設けられてこなかった。しかし、三位一体の改革においては、改革の内容を協議するために、中央と地方の協議の場が設置された。この協議の場において、地方側の意向が中央へと伝えられ、改革へと反映されていったとされる²⁵。

次に、政治過程のアクターに焦点を当てた研究がある。この研究は、地方の側に注目するものと、中央政府の政策決定の場に参加するアクターに注目するものに分かれる。まず、地方の側に注目する研究では、地方団体の影響力の拡大に焦点が当てられる。その中では、90年代以降、全国知事会を中心とした地方六団体が中央での政策決定に影響を及ぼすようになったとされる。木寺元は、第一次分権改革において、地方六団体を中心とした地方が「アイディアの回路」と「政治の回路」を通じて影響力を行使したという²⁶。確かに、90年代以降、地方六団体はその影響力を増してきたように思われる。特に、全国知事会は、「戦う知事会」と呼ばれるなど、その存在感を増してきた²⁷。このような地方団体の影響力は中央政府にとって、無視する事ができなくなっているといえる。

次に、中央での政策決定の場に参加するアクターに焦点を当てた研究では、中央政府内のさまざまなアクターが地方の利益を政策決定に反映させてきたと指摘される。これらの研究の特長は、実際に改革の決定に関与するアクターに注目することにより、地方の利益が改革に反映される理由が明確になることである。これらの研究では、地方自治専門家や地方自治監督官庁などが地方利益を代表するアクターとして指摘される。

木寺は、改革に参加した専門家の重要性を指摘する²⁸。彼によると、中央政府における地方制度改革の決定の場に参加していた専門家のアイディアが、改革の内容に重要な影響を与えたという。彼は、地方分権改革では地方自治専門家のアイディアが改革の内容を決める上で重要な役割を担ったこと

を指摘する。90年代以降の地方制度改革における専門家の役割を重視する研究は他にも多くある。例えば、自らも地方分権推進委員会で委員として改革に携わっていた西尾勝は、地方分権推進委員会の専門家委員が各省庁と膝詰めの交渉を行った結果、機関委任事務の廃止といった成果を達成することができたと述べる²⁹。また、北村亘は、地方六団体やそれを取りまく地方自治論者、そして行政改革などに積極的に関与してきたビジネスなど与党・自由民主党の強力な支持基盤が「地方分権連合」を形成した結果、与党の制度選択は機関委任事務廃止に傾いたと指摘する。このように、90年代以降の地方制度改革では、地方自治の専門家が直接改革に参加し、地方の利益を改革へと反映させていったといえる。

地方自治監督官庁を重視する見解もある。日本において、地方自治監督官庁は地方の利益を擁護する存在として捉えられてきた。北村は、地方自治監督官庁が、地方の擁護者として地方自治の維持に重要な役割を果たしてきたことを明らかにしている³⁰。具体的には、地方自治監督官庁は地方の擁護者として、地方交付税制度に代表される一般交付金をめぐって、財務省（旧大蔵省）との間で交渉を行い、財政移転の維持を行ってきたことを示している。他にも、多くの研究が地方制度改革において、地方の利益を表出したことを指摘する。木寺もまた、総務省が地方のアイデアを受け入れ、改革に反映させていったと指摘する³¹。このように、地方が行政的な働きかけを行う相手として、自治監督官庁は重要な役割を担っている。さらに、自治監督官庁は、地方自治の擁護者として、積極的に地方利益の表出を行ってきたことが確認される³²。

(3) 政治家と地方利益の表出

以上のように、近年の研究では、地方制度改革の中で地方の利益が反映されてきた事が示されている。その中では、中央と地方の協議の場が設置され、地方の意見が中央に提示される公的なルートが開設されたことや、地方団体の影響力の拡大、地方の利益を代表する政治過程の諸アクターの存在などが取り上げられてきた。しかし、これらの研究では、政治過程のアクターの中

で政治が地方制度改革で果たした役割がどのようなものだったのかということは、十分には論じられていない。政治すなわち国政レベルの政党や政治家は、最終的に改革の決定を行うアクターであり、改革の内容を決定する際にどのような役割を果たしてきたのかを検討する必要があると思われる。また、村松が指摘するように、地方利益の表出にとって、政治の役割は非常に重要であった。それにもかかわらず、地方政府にとって非常に重要なイシューである地方制度改革において、政治の役割を検討しないままでは、分析は不十分なものとどまってしまうのではないだろうか。

そもそも、国政レベルの政党や政治家が地方の利益を表出するために働くのか否かについては、二通りの対立する考え方がありうる。一つは、彼らは地方自治には関心を示さず地方の利益表出を行わないというものであり、もう一つは、彼らに関心を持ち地方の利益表出を行うという立場である。

前者の立場からは、政党や政治家が地方に関心を持たない理由として、地方自治は金にも票にもつながらないということがあげられる³³。地方自治分野には、強力な利益集団が存在するわけではなく、また、補助金などの利益誘導に直接つながる要素も少ない。このため、地方行政分野には地方自治を擁護するような族議員は存在しないとされてきた。このように、地方利益を代表する族議員が存在しないならば、政党や政治家によって改革に地方の利益が反映される事はないと考えられるだろう。

また、従来の研究では、政党や政治家の地方利益の表出については、個別の地方政府が地元演説の議員を通じて利益の確保を図ろうとすると指摘されてきた³⁴。選挙基盤を地方に依存していた自民党議員にとって、地元利益を表出する事は重要な再選戦略だった。それでは、90年代以降の地方制度改革においても、このような政治ルートを通じた個別的な利益表出は有効だったのだろうか。先に紹介した近年の地方制度改革に関する多くの研究は、政治ルートではなく、行政ルートやその他のルートに焦点を当ててきた³⁵。その理由として、地方制度改革は、個別の地方政府の利益が関わるような政策ではなく、全ての地方政府にかかわる大規模な制度改革であったことがあげられる。政治ルートで念頭に置かれていたのは、個別の地方政府が地元選出議

員を通じて利益を獲得しようとする動きであり、システム全体の改革についても、地元選出議員を通じた影響力行使が機能するののかについては、明らかではない。

政治ルートからの地方利益の表出が行われるという考えにはどのような根拠があるのだろうか。まず、北村が指摘するように、地方交付税の維持などのように地方政府全体に関わるような政策変更においても、地方政府は国政レベルの政党や政治家に働きかけを行ってきた³⁶。

また、政治家にとっての目標は、再選、昇進、公共政策の実行であるとされる³⁷。これらの目標を達成するために、政治家は活動を行う。仮に政治家が地方利益の表出に関与しないとすれば、それが上記目標と関係しないためだという事になるが、果たしてそうだろうか。第一に考えられるのは、再選という目標のためである。1990年代以降、国民は改革を強く支持するようになり、地方分権や地方自治の達成は、国民からの支持をえるための手段の一つとなっていく³⁸。そのために、多くの政治家は地方分権化という政策に賛成をするようになっていったと考えられる。第二に考えられるのは、自らが関心を持っている政策の実行ということである。1980年代から、地方に関心を持つ政治家の存在が確認されてきた³⁹。例えば、自民党の地方政治家出身の国会議員の中には、国会の委員会や党内の部会で役職経験を積み、地方行政の分野で専門性を高めている議員が存在する⁴⁰。また、日本の国会議員の中には、地方政治出身の議員が多く存在し、これらの議員の中には、地方自治の拡充を自らの政策目標としている議員もいる。1990年代以降地方分権など地方の擁護がコンセンサスを得るにつれ、そのような地方に関心を持つ政治家が活躍する余地が増えていったのではないだろうか。

次に、政党は自らの組織存続⁴¹を目指して得票を最大化し、より多くの議席を獲得することを目指している⁴²。このために、各政党は有権者からの支持を獲得するために活動する。具体的には、政党は、立法過程において議員団がまとまって行動し、法律の制定もしくは制定阻止などの成果をあげることによって、有権者から評価される。このような成果は、議員が個人で活動しては得ることができず、しかも政党の構成員すべてに便益を与えるも

のである⁴³。このことから、政党が新たな政策を掲げるようになるのは、その政策を掲げることによって、利得（有権者からの支持）を得られるような場合であると考えられる⁴⁴。地方制度改革の文脈でいえば、地方制度改革に賛成する事によって有権者から支持を獲得できる場合、各政党は地方分権を推進するようになると考えられる。

このように、近年の研究では十分に検討されていなかった政治ルートについても、地方から中央への影響力ルートとして機能する可能性が示される。そこで、本稿では行政ルートと政治ルート双方について、日本がどのような特徴を持っているのかを明らかにしていく。

(4) 先行研究のまとめ

行政ルートの重視

以上のように、これまでの研究では、主に地方政府は地元選出議員を通じて個別的に中央に影響を及ぼすと考えられてきた（村松1988）。その一方で、1990年代以降の改革においては、行政ルートが地方の影響力行使のルートとして機能したという指摘もなされている。

日本の三位一体改革では、全国知事会を中心とした地方六団体が積極的に活動を行った結果、地方政府が影響力を行使できたとされる。地方政府は国と地方との協議の場を通じて影響を及ぼした（北村2005、2007；木寺2007；砂原2007）。また、小泉首相が財政移転改革の主要アクターである財務省、事業官庁、総務省の選好を踏まえ、最も抵抗の少ない形で改革を成功に導いた。この点から、地方利益（税源移譲）を達成するうえでは、総務省の存在が鍵となる（北村2006）。

このように、近年の日本における政府間関係論においては、政府機構における影響力ルートに焦点が当てられている。その一方で、政治ルートについてはそれほど重視されていない。

政党への注目

しかし、近年の政府間関係にかかわる比較政治学の研究では、地方制度改

革における政治の役割について、中央政府と地方政府における党派性に注目が集まっている (Eaton2004; Rodden2006; Bonvecchi and Lodola2010; 南・李2007など)。これらの研究では、中央政府と地方政府の党派性が一致している場合に地方政府に有利な制度改革 (分権化) が行われ、一致していない場合には中央集権化が進むとされる。

しかし、この議論を日本とカナダの比較にそのまま適用することは困難である。それには、カナダと日本における政党組織の在り方が関係している。まず、カナダにおいては、政党組織が中央政党と地方政党との間で分断されているために、政党ラベルが中央と地方の党派性を判断するのに機能しない。また、日本においては、近年無党派知事の増加が指摘される。そもそも、政府間関係における地方から中央への影響力ルートとは、政党を通じたルートとされてきた。これらの点から、本稿では党派性ではなく政党組織のつながりから政治ルートをとらえる。

そもそも、政党組織に関する研究は、政府間関係についてはそれほど関心を寄せてこなかった (例えば、パーネビアンコ2005)。しかし、近年政党組織と政府間関係について、盛んに研究が行われるようになった (Chibber and Lollman2004など)。それらの研究では、地方分権化の度合いが政党組織に与える影響が主に検討されている。すなわち、分権的な地方制度をとるほど政党組織の分権度も増すとされる。その一方で、政党組織が政府間関係にどのような影響を及ぼすのかについては、十分には検討されてこなかった。しかし、そもそも政府間関係における影響力ルートは政党組織を通じたものとしてとらえられたのであり、政党組織の在り方が政府間関係にかかわる政策帰結に影響を及ぼすと考えられる。すなわち、党派性の議論を敷衍して考えるならば、政党組織が中央と地方でつながっているならば、中央政府は地方の利益を無視することはできない。なぜならば、地方の利益を無視することが中央の政党に跳ね返ってくる可能性があるからである。それに対して、つながりがない場合には、中央の政党は地方の利益を考慮する理由を持たない。

3 日加両国の政府間関係

本章では、日本とカナダにおける政府間関係を行政ルート、政治ルートの双方から比較検討する。以下では、まず行政ルートについて検討を加え、次いで政治ルートの検討へと移る。

(1) 行政ルートからみた政府間関係

① 地方団体

カナダ：州首相会議

日本：地方六団体

先行研究が明らかにしてきたように行政ルートを結ぶ重要な存在として、地方の頂上団体の存在がある。ここでは、地方団体についてみていこう。日本の三位一体改革において、全国知事会をはじめとした地方六団体は強い影響力を行使したとされてきた。この地方団体について、カナダと日本はどのような組織が存在しているのだろうか。

カナダの州政府が意見を統一させるための場として、州首相会議（Annual Premiers' Conference）が存在する。この州首相会議は、全州が参加して基本的に毎年一度開かれ、州に関する重要事項が議論される。州首相会議に関しては、実効性に疑問の声が聞かれる一方で、州の意見をまとめる重要な機関であるとの位置づけもなされている¹⁵。また、名称が州首相会議であるためアドホックに開催される印象を与えるが、実際には常設の事務局を持っており、報告書の作成などの日常的業務を行っている。これらのことから、カナダの州首相会議は地方の頂上団体として、一定の機能を果たしてきたと考えられる。

これに対して、日本においては、地方団体としてはいわゆる地方六団体が存在する¹⁶。特に、先行研究が指摘するように全国知事会は、1990年代以降、「戦う知事会」と呼ばれるように結束力を強め、地方の利益を中央に反映させるための利益集団として機能してきた。このように、地方団体に関しては、日本とカナダで多くの共通点を持っていることがわかる。少なくとも、日本の全国知事会がカナダの州首相会議よりも実質的な機能を持つと主張するこ

論文

とは困難であろう。

②国と地方の協議の場

カナダ：州連邦首相会議

日本：国と地方との協議の場

次に、国と地方間で協議を行う場が公的に設置されているのかどうかを検討する。最近の研究においては、国と地方の協議の場の存在が地方から国に対する利益表出に重要な役割を担うとされてきた。

カナダにおいて、国と地方が協議を行う場としては、州連邦首相会議（First Ministers' Conference）がある⁴⁷。この会議では、連邦の首相と州の首相が一堂に会し、連邦・州関係に関する議題が議論される。さらに、このような州と連邦をつなぐ制度は、首相レベルだけではなく、大臣級や事務レベルでも会議が開かれている。

日本では、三位一体改革の中で「国と地方との協議の場」が設置され、地方から中央に対して直接意見を述べる場が設定された。それに加えて、地方分権改革によって、地方団体が国に対して直接意見具申を行うことが可能になったことも重要な点である。

以上のように、カナダでは連邦政府と州政府をつなぐ会議の場が設定されてきた⁴⁸。日本においても、近年国と地方の協議の場を常設化する動きがみられる。これらの動きがどのような影響を及ぼすのかについては、今後検討すべき課題である。その一方で、制度としてみる限り日本とカナダで協議の場については大きな違いは見られない。

③中央と地方の行政組織

カナダ、日本：地方自治監督官庁の存在、縦割りの行政

行政ルート最後の最後として、行政組織そのものに焦点を当てる。縦割り行政という言葉に代表されるように、そもそも行政機関を通じて、国と地方は情報伝達や意見交換を行ってきた⁴⁹。

このことについて、カナダにおいては、中央政府の省庁が地方政府の省庁

と強い結びつきを持ち、地方の利益を中央の政策に表出しているとされる⁵⁰。また、内閣官房内に政府間関係局が置かれ、中央地方関係を統括している。一方、日本においても、各省庁と地方政府の部局の縦のつながりが指摘される。さらに、総務省は中央政府において地方の利益を代表してきた⁵¹。

ここで、カナダの政府間関係局については、内閣官房の一部局であり独立した省庁ではないという疑問が提示されるかもしれない⁵²。しかし、内閣官房の一部局でありながらも、政府間関係局には担当大臣が置かれているという点が大きな特徴である。つまり、内閣官房の一部局ではあるものの、担当大臣が置かれていることから制度的には省庁と同等の重要性を担っていると考えられる。

④まとめ

以上のように、行政ルートからは日本とカナダの間で多くの共通点が指摘できる。特に、先行研究において地方から中央への利益表出のルートとして重視されてきた諸制度に関して、日本とカナダの間の類似点は数多いことがわかる。ここで注意すべき点は、日本における行政ルートの多くが1990年代以降に生まれた制度であることである。行政監督官庁と行政組織を通じたルートは以前から存在していたものの、地方の頂上団体の役割や国と地方の協議の場の設置はいずれも1990年代の地方分権化の流れの中で生まれてきたものである。逆に、この現実を反映する形で、近年日本における研究において、地方から国への影響力ルートとして行政ルートの存在に焦点が当てられてきたといえる。

(2) 政治ルートからみた政府間関係

ここでは、以下の二点から、日本とカナダにおける地方政府と中央の政治との結びつきをみていく。第一に、議会制度についてである。多くの連邦制国家において、上院は州政府の利益代表によって構成される存在であるとされる⁵³。このように、議会制度が地方利益の表出に機能する場合がある。第二に、地方から中央への働きかけのルートとして、政党を通じたルートがあ

げられる⁵⁴。政党組織が中央と地方でつながっているならば、地方の利益を中央で反映するルートとして機能するだろう。

①議会制度

二院制の国においては、上院もしくは下院が地方政府を代表するような制度をとる可能性がある。その中で、地方政府が影響力を行使する上で重要と思われる最大の制度が、上院の存在である⁵⁵。特に、連邦制をとる多くの国において、上院は州の利益を代表する存在である。これは、連邦制とは、地方政府が自らの主権の一部を連邦政府に移譲するという形で成立していることによると思われる。そのために、地方の意思を中央レベルで反映させることを担保する制度として、上院が機能する場合が多い。

例えば、アメリカ合衆国では、上院の議席を各州に等しく配分することにより、上院に州代表としての性格を持たせている⁵⁶。また、ドイツの連邦参議院は、州に関わる法の成立に不可欠の存在である。この点から、ドイツの連邦参議院は、州に関わる立法についての州代表としての拒否権プレイヤーといえ、ドイツの州政府は連邦政府レベルでの決定に強い影響力を及ぼすと考えられる⁵⁷。これに対して、単一主権国家においては、上院が必ずしも地方政府の利益を代表しているとは限らない。つまり、単一主権国家では、主権は中央政府にあり、地方政府の利益を中央レベルで反映させる議会制度を構築することが、中央地方関係制度から直線的に要請されているとはいえないと考えられる⁵⁸。

この議会制度について、日本とカナダでは多くの共通点がある。まず、両国ともに二院制を採用していることがあげられる。それでは、両国における上下両院の位置づけはどのようなものなのだろうか。この点については、日加両国ともにいくつかの項目に関して、上院に対する下院の優越が定められている。例えば、日本においては、予算、条約の締結、首相の指名などについて、衆議院の議決が参議院に優越することが定められている⁵⁹。一方で、法律案に関しては、衆参両院の議決が必要である⁶⁰。このため、仮に参議院において法案が否決された場合、法律が成立することは非常に困難になる。

これが、日本の国会審議における参議院の重要性へとつながってきた。特に、近年の衆参での与野党のねじれ現象の中で、参議院は一定の影響力を保持してきたといえる⁶¹。

これに対して、カナダにおいては、予算の下院先議が定められているのみである⁶²。そのため、法が成立するためには、上下両院の議決を得る必要がある。実際にも下院が可決した法を上院が否決する事例は存在する⁶³。この点から制度面を見た場合に、カナダの上院が強い影響力を持っていることが分かる。一方で、下院に責任を負う首相は、下院における第1党から選出される⁶⁴。

以下では、上院、下院という順番で、地方政府の利益代表という視点から、日加両国の議会制度を概観しよう。その中では、地方利益を代表するための制度配置として、議員の選好に大きな影響を及ぼすという点から選挙制度に焦点を当てる⁶⁵。

まず、カナダの上院を先に見てみよう⁶⁶。上述したように、連邦制国家においては、上院が地方利益を代表する場合が多い。カナダ連邦政府の上院(Senate)は、105の議席によって構成されている。この議席は、州ごとに不均等に配分されており、まず人口規模の大きいオンタリオ州とケベック州に24議席ずつが配分される。続いて、大西洋岸諸州(ニュー・ブランズウィック、ノバ・スコシア、プリンス・エドワード島)に24議席が、西部諸州(ブリティッシュ・コロンビア、アルバータ、サスカチュワン、マニトバ)に24議席がそれぞれ配分されている。そして、残りのうち、6議席をニュー・ファンドランドに、3議席を準州(ユーコン、北西準州、ヌナブット)に配分している。このように、カナダの上院の議席配分は、人口にある程度比例したものになっている。これは、アメリカなどのような、各州に等しく議席を配分することにより上院で州利益を代表させることを狙った制度とは、大きく異なるものである。このような制度配置になって背景として、カナダにおける地域の存在がある。すなわち、上で述べた議席配分は、大西洋岸諸州や西部諸州というように、いくつかの州を合わせた地域区分を代表するように配分されているとされる。

しかし、実際には上院議員の構成には、地域代表性よりも連邦政府与党の意向が強く影響する。なぜならば、カナダの上院議員は公選によって選出されるわけではなく、連邦政府の首相によって選ばれるからである⁶⁷。この連邦首相による任命という点は、上院議員の性格をある意味決定づけるものである。すなわち、上院議員に選出されるのは、ほぼ必然的に時の連邦政府与党に近い人間になると考えられる。また、カナダの上院に関しては、法案審議に実質的な影響力を持たず、存在意義が薄いとの批判も行われている⁶⁸。

このように、カナダの上院は地方政府である州政府の利益を代表する制度配置とはなっていない⁶⁹。これは、一般的な連邦制国家との間で大きく異なる点である。このようなカナダの制度に対して、日本はどのような制度なのだろうか。日本において、上院に位置づけられるのは、参議院である。参議院の選挙制度は、都道府県単位の大選挙区と全国単位の比例代表からなる。カナダの上院と比較すると、公選制によっている点と都道府県単位の選挙区が存在するという点から、より地方の利益を中央に代表させる制度になっているかに見える。特に、都道府県と境界が重なる選挙区制度は、都道府県の利益を反映させる上で重要となる。その一方で、日本の国会において政党規律が強いことなどから、個別の議員が地方利益を代表することには限界がある。また、比例代表制によって選出される議員もいるため、利益団体を代表する議員も相当数存在する。これらのことから、日本の参議院もまた、カナダと同様に地方利益を代表するための議会制度とは言えないと思われる。

それでは、下院はどうだろうか。カナダ下院の選挙制度は、完全な小選挙区制である。議席は州ごとに基本的には人口に応じて配分される⁷⁰。州ごとに不均衡が存在するという指摘はなされるものの、選挙制度としてみた場合には、一つの選挙区からは一人の議員が選出されるという点で、イギリスの制度を踏襲したものとなっている。

一方で、日本では、戦後長らく中選挙区制度が採用されてきた。その選挙制度が1994年の選挙制度改革によって改正され、小選挙区比例代表並立制が採用された。この制度の下では、小選挙区によって選出された議員と比例代表で選出された議員という、二つの異なる基盤から選出された議員が存在

することになる。その一方で、この選挙制度は、小選挙区に立候補した議員が比例代表に重複立候補することを許容している。重複立候補の場合、小選挙区での惜敗率が当選の鍵を握るため、多くの候補者が小選挙区での当選を第一に考えて選挙活動を行う。また、議席数も小選挙区に300、比例代表に180と、小選挙区に多く配分されている。このため、日本の衆議院の選挙制度は、より小選挙区制の影響を強く受けたものであるといえるだろう。

以上のように、日本とカナダのいずれの国においても、下院の選挙制度は小選挙区制、もしくは小選挙区制の影響を強く受ける制度である。この点から、下院制度も日加両国間で大きな制度的差異はみられず、地方利益の中央への代表という点では、両国に大きな違いをもたらさないと考えられる。このように、議会制度に関する比較からは、地方政府の利益表出のルートという点からは、日本とカナダがほぼ共通していることが示される。

②政 党

次に、政党についてみていこう。政党は、中央の政治過利益程で地方の代弁者になりうるとされる⁷¹。その理由は、中央政府と地方政府の双方で、同じ政党が活動を行うためである。同一の政党が中央と地方の双方で与党である場合、地方の不利益になるような政策を行うことは、自らの政党基盤を損なうことにつながりかねない。そのため、地方政府が反対するような政策を中央において行うことは難しくなる。その一方で、中央政府の与党が地方では少数派である場合には、中央政府は地方政府が反対するような政策を行うことにためらいを感じないだろう⁷²。

このように、政党は中央の政策形成において、地方政府の利益表出の役割を担う可能性があると考えられる。その際に重要となるのは、中央と地方の政党の一体性である。この点については、これまでに多くの研究が指摘してきた。秋月がまとめているように、政府間交渉の政治ルートの重要な部分を政党が占めてきたのである⁷³。ロッデンが指摘するように、中央と地方の政党ラベルは地方政府、中央政府それぞれの行動に影響を及ぼす⁷⁴。彼によれば、中央政府の政党は、地方政府の政党ラベルと自らのラベルが一致してい

る場合に、地方政府を救済するとされる。このことから、地方制度改革に関して、中央政府と地方政府の党派性が異なる場合に集権化が進み、党派性が同じ場合に分権化が進むという議論がある。ラテンアメリカにおける地方分権化の要因を研究した研究では、中央政府と地方政府の党派性が重なっている場合には、中央政府によって地方分権化が進められると指摘される⁷⁵。また、南京兌と李揆敏は、韓国の地方分権改革について、党派性から分析を行っている。彼らによれば、中央と地方の党派性が異なる場合、中央政府は地方に対して厳しい方向で改革を行う。一方で、党派性が同じ場合には、より地方に分権化する方向の改革が行われるという。

この政党を通じた中央と地方のつながりについてカナダをみていこう。カナダでは、政党が中央と地方の間で分断されているとされる⁷⁶。まず、カナダにおける政党システムは、1990年代以降大きな変化を経験した。1993年にそれまで二大政党の一翼を担ってきた進歩保守党が歴史的な大敗を喫し、事実上消滅してしまった。また、ケベック州の独立運動を背景に、ケベック連合 (Bloc Quebecois) が誕生し、連邦議会に議席を持つようになった。さらに、90年代以降西部諸州を支持基盤とする改革党が勢力を拡大してきた⁷⁷。これらの政党に加え、長年二大政党の一翼を担ってきた自由党と、新民主党 (New Democratic Party) が、連邦議会に議員を送っている⁷⁸。このように、近年連邦レベルにおいて、カナダの政党システムを大きな変動を経験してきた。

それでは、地方レベルの政党システムはどのようなものなのだろうか。州レベルにおいても、自由党と保守党、ケベック党 (Parti Quebecois) など連邦レベルと同じ名称の政党が存在する。しかし、これらの州レベルの政党は、基本的に連邦レベルの政党とは、組織も完全に異なる。さらに、政党に対する有権者の認識でも、連邦レベルの政党と州レベルの政党は、完全に別個のものとして認識されているとされる⁷⁹。政権についての政党を見ても、連邦レベルでは、自由党と保守党の二大政党が長らく政権を担当してきた。これに対して、州レベルでは、自由党と保守党に加えて、新民主党、ケベック党などが政権の座についてきた。このように、政権政党という点から見ても、連邦と州の間の違いは大きいといえる。

次に、議員の構成はどのようなのだろうか。政党レベルで中央と地方の間のつながりがなかったとしても、地方政府出身の議員が多ければ、その議員を通じて州の利益が連邦レベルで反映される可能性があるだろう。このことについて、連邦議会の議員の前職を見ると、弁護士などの職業出身者が多くなっていることがわかる。それに対して、州首相や州議会議員などの州政治家出身の議員は非常に少ないとされる⁸⁰。

このようなカナダと比較して、日本においては、自民党であれ、民主党であれ、基本的に中央の政党と地方の政党は、基本的には同一の政党としてみなされる⁸¹。また、政党組織としても、各都道府県には県連が置かれ、一体的な組織運営がなされる。また、国会議員は自らの選挙運動について、地方議会議員を中心とした組織に依存しているとされ⁸²、この点でも中央と地方の間に結びつきがみられる。さらに、カナダとは異なり、日本において地方政治出身者は、国会議員の重要な供給源である。日本の衆議院議員のうち、地方政治出身者の割合は20%から30%に達し、議員秘書と並んで多くを占めている⁸³。この点でも、日本の政治家には、地方自治に関心を持つ政治家がより多く存在するのではないかと考えられる。

4 おわりに

ここでは、本稿のまとめを行い本稿の含意を確認するとともに、今後に向けた課題を提示する。まず、本稿では、日本とカナダの政府間をつなぐ影響力ルートを比較し、日本の特徴を明らかにしてきた。その中では、行政ルートにおいて、日本とカナダには多くの共通点がみられることが示された。また、日本に関して言えば、この行政ルートの多くは1990年代以降に発展してきた比較的新しい影響力ルートであるといえる。

これに対して、政治ルートに関しては、カナダと日本との間で違いも見られることが明らかになった。まず、議会制度については、地方政府から中央政府への影響力ルートという点からは日本とカナダでは大きな違いは見られない。しかし、政党を通じた影響力ルートには大きな違いが存在する。カナダでは政党組織が中央と地方で分断され、政党は影響力ルートとして機能し

ない。これに対して、日本では政党ルートを通じた影響力行使の可能性が存在している。

以上の点をふまえて、今後の研究課題について述べる。政府間関係における二つの影響力ルートは、制度論の視点からは参加の制度に関する相違としてとらえられるだろう。つまり、参加の制度には、決定への直接的な参加に関する制度と決定に関する交渉への参加に関する制度という二つの側面があると考えられる。すなわち、行政ルートとは、決定に地方が直接参加することではなく、中央政府に対して地方政府が要望を出し、交渉を行うためのルートとして機能する。そのため、地方の利益を反映するかどうかは、完全に中央政府に委ねられている。

これに対して、政治ルートとは、直接政策の決定に関与するアクターである政治家や政党を通じた影響力ルートである。この政治ルートを通じて、地方は決定に直接関与するアクターを影響力ルートとして利用することが可能となる。そのため、決定に対する影響力行使のルートとしては、行政ルートよりも直接的である可能性がある。

しかし、これらの二つのルートが実際の政策決定においてどのように機能するのかについては、本稿では全く検討を行っていない。すなわち、本稿は日本の影響力ルートの特徴を明らかにすることにとどまっており、その特徴がいかなる帰結を生み出すのかについては課題として残されている。行政ルートと政治ルートの双方を有する日本の政府間関係の特徴は、政策帰結にどのような影響を及ぼすのだろうか。この問いに答えることが今後の大きな研究課題である。しかし、この問いに取り組むことは本稿の目的を超えているため、次稿以降の課題としたい。

¹ 本稿では、中央政府と地方政府の間関係を指して政府間関係と呼ぶ。

² 加藤 (2002)、Bakvis and Skogstad (2008) など参照。

³ 建林・曾我・待鳥 (2008) : 304 頁、図 10-1 を参照。

⁴ この分類については、村松 (1988) を参照。

⁵ この点については、村松 (1988) : 35-47 頁を参照。

⁶ この点からは、機関委任事務が廃止された地方分権改革の影響について、改

- めて検討する必要がある。
- 7 例えば、神野 (2006) の議論などを参照。
 - 8 政治的なコア・エグゼクティブの研究としては、伊藤編 (2008) が代表的なものとして挙げられる。特に、曾我 (2008a) は首相・議員・官僚に焦点を当て、日本における執政制度の構造を明らかにしている。
 - 9 伊藤 (2008) : 22-34 頁。
 - 10 谷本 (2008)。
 - 11 伊藤・田中・真淵 (2000) : 第11章参照。ネットワーク論のまとめとしては、他にも Compston (2009) など参照。
 - 12 新川 (1992)。
 - 13 Rhodes (1981, 1985) など参照。ローズの枠組みについては、秋月 (2001) を参照。秋月のまとめによれば、ローズのモデルは、ミクロレベルの相互作用ではなく、より高次のレベルの関係を念頭に置いたものであるという (秋月 2001) : 107 頁。
 - 14 Ashford (1982)。
 - 15 他にも、ライトは、アメリカにおいて連邦政府、州、地方政府の所管が重複し、相互依存の関係にあると指摘する (Wright 1978)。
 - 16 村松 (1988)。
 - 17 村松 (1988) : 47-76 頁。
 - 18 例えば、秋月 (1988) やリード (1990)、中野 (1992) など。
 - 19 秋月 (2001) : 59-63 頁。
 - 20 新制度論については、以下の文献を参照。制度論について包括的なまとめとして、建林・曾我・待鳥 (2008)。その他にも、Hall and Taylor (1996)、Peters (2005) など数多くの文献がある。日本語では、真淵が嚆矢となる紹介を行った (真淵 1987, 1991)。政治学・行政学の個別領域との関係では、建林 (1995, 1999)、北村 (1997) などのまとめがある。
 - 21 地方自治研究における制度の捉えかたについては、北村 (1997, 2007b)、曾我 (2008) 参照。
 - 22 真淵 (1994) : 59-90 頁。
 - 23 中央地方関係と制度との関係では、中央地方関係そのものが制度であるという解釈も可能である。実際、中央地方関係を制度として捉えた比較政治学の研究では、中央地方関係を独立変数と考えるか、従属変数と考えるのか、という二つの観点から研究が行われてきた。近年の政府間関係論の研究については、曾我 (2008) 参照。
 - 24 金井 (2008)。
 - 25 北村 (2005)。
 - 26 木寺 (2007)。
 - 27 砂原もまた、全国知事会を中心とした地方六団体の結束力の強化が三位一体

- 改革における地方の利益反映に繋がったと述べている（砂原2007）。
- 28 木寺（2007）。
- 29 西尾（1999）。
- 30 北村（2009）。
- 31 木寺（2007）。
- 32 リードも、地方政府が中央に対して影響力を行使する際には、地方自治監督官庁が重要な役割を担うと指摘する（リード1990）。
- 33 佐藤・松崎（1986）、猪口・岩井（1987）。
- 34 村松（1988）、木寺（2007）。
- 35 北村（2009）参照。
- 36 北村（2009）。
- 37 議員の行動目標については、これまでも数多くの研究が存在する。例えば Fenno（1973）、Mayhew（1974）などは、アメリカ連邦議会における議員行動の文脈でこれらの目標があることを示した。日本語では、建林（2004）を参照。議員行動研究では、再選目標が政治家の第一の目標であるとされる場合が多い。
- 38 この点に関して、曾我謙悟は1990年代に入り、有権者の選好の変化に応じて、自民党が地方分権の推進へと戦略を転換したと述べる（曾我2002a、2002b）。真淵も、自民党が下野する中で、政党が戦略を変更し、地方分権改革が進展した事を指摘する（真淵2001）。詳しくは、城戸（2009）を参照。
- 39 佐藤・松崎（1986）。
- 40 佐藤誠三郎と松崎哲久は、地方行政部会関係議員として、自治事務次官経験者である奥野誠亮や京都府議経験者である野中広務などをあげている（佐藤・松崎1986：273頁）。彼らによれば、地方行政部会関係議員には、30人の名前があがっている。
- 41 組織存続の概念については、戸矢（2003）を参照。
- 42 シュトロームは、政党がもっている選好について、政党が持つ性格から三つのモデルに分けている（Strøm 1990、Muller and Strøm 1999）。第一に、得票拡大を目指す政党、第二に、政権に参加することを目指す政党、そして、第三に、政策を実行することを目指す政党である。政党は、これら三つのトレードオフの関係にある性格を持つという。
- 43 待鳥（2000）：131頁。
- 44 この点は、曾我（2002a、2002b）の議論とも重なる。
- 45 州首相会議については、Meekison（2002）。
- 46 地方6団体の歴史的な展開については、阿利（1960）参照。機関委任事務の廃止に関して地方団体の活動を検討したものとして、木寺（2007）。
- 47 Papillon and Simeon（2002）。ただし、州連邦首相会議については、州首相会議と比較して十分に機能していないとの指摘もある（Savoie1999、

- Brock2003) など参照。
- 48 しかし、近年この会議の場が設定されなくなっているとされる。このことがもたらす変化については、今後検討する必要がある。
- 49 日本において、行政ルートを通じた国による地方の統制を捉えた研究として、喜多見 (2010) 参照。
- 50 例えば、Simeon (2005) 参照。
- 51 北村 (2009) 参照。
- 52 政府間関係局の役割については、Savoie (1999) 参照。
- 53 連邦制をとる議院内閣制の国における二院制の特徴については、Watts (2003) 参照。彼は、比較の視点からカナダの上院を検討し、その改革の必要性を指摘する。
- 54 秋月 (2001)。
- 55 各国の上院の位置づけに関しては、岩崎 (2008-2009) 参照。
- 56 岩崎 (1998)、Watts (2008) など参照。
- 57 岩崎 (1998) 参照。
- 58 ただし、議院内閣制が地方利益を代表させる議会制度を構築することを妨げるわけではない。
- 59 日本国憲法第59条、60条、61条、67条。
- 60 ただし、参議院で否決された場合も、衆議院の3分の2以上の賛成によって再可決することは可能である。
- 61 竹中 (2004、2010)、福元 (2007) など参照。
- 62 1867年憲法第53条。
- 63 この点に関して、Smith (2003)、Docherty (2004) : pp.166-169。
- 64 Docherty (2004) : p.164 参照。具体的には、下院で第一党を獲得した党の党首が、総選挙後に総督から首相に任命される。
- 65 選挙制度と議員の行動については、建林 (2004) 参照。
- 66 カナダの上院について、Kunz (1967)、Joyal (2003)、Smith (2003)、岡田 (2006) : 96-99頁、岩崎 (2008-09) などを参照。
- 67 正確には、首相の推薦により、総督が任命する。
- 68 このような批判を受けて、上院改革が長年議論されてきた (トリプルE改革: Elective, Equal and Effective)。トリプルE改革とは、上院議員を公選制にし、各州に等しく議席を配分し、より効率的な議論を行う方向の改革を行うことである。上院制度の包括的な議論については、Joyal (2003)。また、トリプルE改革については多くの論考があるが、Lusztig (1995)、岩崎 (1991) : 80-81頁などを参照。
- 69 ただし、地方政府の利益を表出する機会が全くないわけではなく、委員会審議等において、地方代表が意見を表明することは可能である (上院規則補則1)。しかし、これは制度として上院が州政府を代表することにはつながらない。

論文

- 70 カナダ下院の選挙区割りについて詳しくは、加藤 (2002) : 106-111 頁参照
- 71 Rodden (2006)、Watts (2008) など。
- 72 この点に関して、南・李 (2007) ; (2008a) ; (2008b) などを参照。
- 73 秋月 (2001) : 127-128 頁。
- 74 ロッデンは、地方政府の財政規律という点から政党ラベルを検討している (Rodden2006)
- 75 Eaton (2004)、Daiz-Cayeros (2006) など。
- 76 カナダの政党システムについては、的場 (2003)、岡田 (2006)、Gagnon and Tanguay (2007) など参照。また、比較の視点からカナダの政党システムを分析した研究として、Chhibber and Kollman (2004) などがある。
- 77 その後、カナディアンアライアンスを経て、現在は「新」保守党となっている。
- 78 これらのカナダ政党システムの変容については、岡田 (2006) 参照。
- 79 岩崎 (2002)、岡田 (2006)。
- 80 チバーとコールマンによれば、カナダにおいて連邦議会下院の議員のうち、州政府の議員を経験した議員の割合は、1800年代以降減少の傾向を示している (Chhibber and Kollman 2004 : p.190)。ほかにも、岩崎 (2002) の指摘など参照。
- 81 地方レベルで見れば、会派としては政党名が必ずしも明らかではない。一方で、会派としては、政党名が成立していなくても、都道府県議会議員選挙においては、政党名で公認や推薦、支持などを受けて立候補するケースが多い。このような地方での政党会派については、辻 (2009) などを参照。
- 82 辻 (2009) など参照。この中央地方間のつながりに揺らぎがみられるとの指摘もある。
- 83 読売新聞東京本社世論調査部 (2004)。2003年の衆議院議員選挙では、全新人議員の30%が地方政治出身者であった。議員秘書経験者は36%であり、中央官僚出身者は6%にとどまっている。また、全当選者でも26%が地方議会出身者であった。議員秘書出身者は28%、中央官僚出身者は14%であった (読売新聞東京本社世論調査部2004)。

【付記】

本稿は、科学研究費 (若手研究B) の助成を受けた研究成果の一部である。

<参考文献>

- 秋月謙吾、(1988年)、「非ルーティーン型政策と政府間関係—関西国際空港計画をめぐる政治と行政」、『法学論叢』、第123巻第3号・第4号・第5号・第6号・第124巻第2号、1-18・1-21・1-46・1-21・1-15頁。
- 、(2001年)、『行政・地方自治』、東京大学出版会。

- 阿利莫二、(1960年)、「地方六団体」、『年報政治学』、1960年号、49-63頁。
- 伊藤光利編、(2008年)、『政治的エグゼクティブの比較研究』、早稲田大学出版部。
- 伊藤正次、(2008年)、「国による『上から』の分権改革—コア・エグゼクティブの変動と『併発型』改革の展開」、森田朗・田口一博、金井利之編、『分権改革の動態』、東京大学出版会、17-40頁。
- 伊藤光利・田中愛治・真淵勝、(2000年)、『政治過程論』、有斐閣。
- 猪口孝・岩井奉信、(1987年)、『「族議員」の研究』、日本経済新聞社。
- 岩崎美紀子、(1985年)、『カナダ連邦制の政治分析—連邦補助金をめぐる諸問題』、御茶の水書房。
- 、(1991年)、『カナダ現代政治』、東京大学出版会。
- 、(1994年)、「連邦・州関係の変容とケベックの動向」、國武輝久編、『カナダの憲法と現代政治』、同文館、29-53頁。
- 、(1998年)、『分権と連邦制』、ぎょうせい。
- 、(2002年)、『行政改革と財政再建：カナダはなぜ改革に成功したのか』、御茶ノ水書房。
- 、(2008年)、「二院制議会—統治構造と議会」、『地方自治』、732号、16-29頁。
- 、(2008-09年)、「二院制議会—カナダの上院」、『地方自治』、733号・734号・735号、11-26・23-36・17-35頁。
- 岡田健太郎、(2006年)、「カナダ政党システムの変容」、『国家学会雑誌』、第119巻1・2号、48-114頁。
- 加藤晋章、(2002年)、『カナダ連邦政治：多様性と統一への模索』、東京大学出版会。
- 金井利之、(2007年)、『自治制度』、東京大学出版会。
- 、(2008年)、「『国と地方の協議の場』の成立と蹉跎—自治体の国政参加」、森田朗・田口一博、金井利之編、『分権改革の動態』、東京大学出版会、81-104頁。
- 喜多見富太郎、(2010年)、『地方自治護送船団—自治体経営規律の構造と改革』、慈学社。
- 北村亘、(1997年)、「新制度論による比較地方自治分析の理論的可能性」、『甲南法学』、第38巻1・2号、75-114頁。
- 、(2000年)、「機関委任事務廃止の政治過程：もうひとつの解釈の可能性」、『甲南法学』、第40巻3号・4号、473-526頁。
- 、(2000-02年)、「地方税財政システムの日英比較分析」、『自治研究』、第76巻7号・第77巻3号・第78巻3号、112-123・98-110・98-111頁。
- 、(2005年)、「三位一体改革の政治過程」、『甲南法学』、第45巻3・4号、341-397頁。
- 、(2007年a)、「三位一体改革と全国知事会」、『法学雑誌』、第54巻2号、913-964頁。
- 、(2007年b)、「中央地方関係の理論的分析へのいざない」、『レヴァイア

- サン』、40、122-129頁。
- 、(2009年)、『地方財政の行政学的分析』、有斐閣。
- 木寺元、(2005年)、「地方制度改革と専門家の参加」、『日本政治研究』、第2巻第2号。
- 、(2007年)、「機関委任事務の『廃止』と地方六団体」、『公共政策研究』、第7号、117-131頁。
- 城戸英樹、(2009年)、「行政改革としての地方分権(一)・(二完)」、『法学論叢』、第165巻1号・5号、81-98・106-129頁。
- 佐藤誠三郎・松崎哲久、(1986年)、『自民党政権』、中央公論社。
- 神野直彦、(2006年)「三位一体改革の意義と課題」、神野直彦編著、『三位一体改革と地方税財政—到達点と今後の課題』、学陽書房。
- 新川敏光、(1992年)、「政策ネットワーク論の射程」、『季刊行政管理研究』、第59号、12-19頁。
- 砂原庸介、(2007年)、「中央政府の財政再建と地方分権改革—地方分権改革推進会議の経験から何を学ぶことができるか」、『公共政策研究』、第7号、132-144頁。
- 曾我謙悟、(2002年a)「地方分権改革の政治過程」、『社会科学研究』、第53巻2・3合併号、79-106頁。
- 、(2002年b)、「行政再編—自民党と地方分権改革」、樋渡展洋、三浦まり編、『流動期の日本政治』、東京大学出版会、177-196頁。
- 、(2008年a)、「首相・自民党議員・官僚制のネットワーク構造」、伊藤光利編、『政治的エグゼクティヴの比較研究』、早稲田大学出版会、107-130頁。
- 、(2008年b)、「政府間ガバナンスに関する最近の研究動向」、『年報政治学』、2008-II、144-165頁。
- 竹中治堅、(2004年)、「『日本型分割政府』と参議院の役割」、『年報政治学』、2004年、99-125頁。
- 、(2010年)、『参議院とは何か1947～2010』、中央公論社。
- 建林正彦、(1995年)、「合理的選択制度論と日本政治研究」、『法学論叢』、第137巻第3号、63-86頁。
- 、(1999年)、「新しい制度論と日本官僚制研究」、『年報政治学』、1999年、73-91頁。
- 、(2004年)、『議員行動の政治経済学—自民党支配の制度分析』、有斐閣。
- 建林正彦、曾我謙悟、待鳥聡史、(2008年)、『比較政治制度論』、有斐閣。
- 谷本有美子、(2008年)、「国による『上から』の自治体統制の持続と変容—国庫補助負担金制度改革と自治体統制」、森田朗・田口一博、金井利之編、『分権改革の動態』、東京大学出版会、105-135頁。
- 辻陽、(2006年)、「地方議会の党派構成・党派連合—国政レベルの対立軸か、地方政治レベルの対立軸か」、『近畿大学法学』、第54巻第2号、128-172頁。

- 、(2009年)、「政界再編と地方議会会派—「系列」は生きているのか」、『選挙研究』、第24巻1号、16-31頁。
- 戸矢哲朗、(2003年)、『金融ビッグバンの政治経済学：金融と公共政策策定における制度変化』、東洋経済新報社。
- 中野実、(1992年)、『現代日本の政策過程』、東京大学出版会。
- 南京兌・李敏撰、(2007年)、「韓国地方分権の政治分析」、『季刊行政管理研究』、第117号、63-81頁。
- 、(2008年a)、「地方税目交換の政治分析—ソウル特別区と自治区間のタバコ消費税と総合土地税をめぐる党派的争い」、『年報行政研究』、43、131-150頁。
- 、(2008年b)、「中央地方間ガバナンスの政治分析—韓国における不動産取引税引き下げの政治過程」、『年報政治学』、2008-II、59-78頁。
- 西尾勝、(1999年)、『未完の分権改革—霞が関官僚と格闘した1300日』、岩波書店。
- 、(2001年)、「地方分権改革の前史」、西尾勝編『分権型社会を創る：その歴史と理念と制度』、ぎょうせい、1-27頁。
- 、(2006年)、『分権改革と政治改革—自分史として』、公人の友社。
- 、(2007年)、『地方分権改革』、東京大学出版会。
- バーネビアンコ・アンジェロ、(2005年)、『政党—組織と権力』、ミネルヴァ書房。
- 福元健太郎、(2007年)、『立法の制度と過程』、木鐸社。
- 待鳥聡史、(2000年)、「緑風会の消滅過程—合理的選択制度論からの考察」、水口憲人、北原鉄也、久米郁夫編著、『変化をどう説明するか：政治篇』、木鐸社。
- 的場敏博、(2003年)、『現代政党システムの変容』、有斐閣。
- 真淵勝、(1987年)、「アメリカ政治学における「制度論」の復活」、『思想』、第761号、126-154頁。
- 、(1991年)、「新しい制度論の展望」、『阪大法学』、第157・158号、949-967頁。
- 、(1994年)、『大蔵省統制の政治経済学』、中央公論社。
- 村松岐夫、(1988年)、『地方自治』、東京大学出版会。
- 読売新聞東京本社世論調査部、(2004年)、『二大政党時代のあけぼの：平成の政治と選挙』、木鐸社。
- リード・スティーブン・R、(1990年)、『日本の政府間関係—都道府県の政策決定』、木鐸社。

- Ashford, Douglas. (1982) *British Dogmatism and French Pragmatism: Central-Local Relations in the Welfare State*. London: Allen & Unwin.
- Bakvis, Herman, and Grace Skogstad. (2008) "Canadian Federalism: Performance, Effectiveness, and Legitimacy." In Herman Bakvis and Grace Skogstad. Eds. *Canadian Federalism: Performance, Effectiveness, and*

- Legitimacy 2nd Edition*, Don Mills, ON: Oxford University Press.
- Brock, Kathy. (2003) "Executive Federalism: Beggar Thy Neighbour?" In Francois Rocher and Miriam Smith. Eds. *New Trends in Canadian Federalism 2nd Edition*, Peterborough, ON: Broadview Press.
- Chhibber, Pradeep K., and Ken Kollman. (2004) *The Formation of National Party Systems: Federalism and Party Competition in Canada, Great Britain, India, and the United States*. Princeton, NJ: Princeton University Press.
- Compston, Hugh. (2009) *Policy Networks and Policy Change: Putting Policy Network Theory to the Test*. New York: Palgrave Macmillan.
- Diaz-Cayeros, Alberto. (2006) *Federalism, Fiscal Authority, and Centralization in Latin America*. Cambridge; New York: Cambridge University Press.
- Docherty, David C. (2004) "Parliament: Making the Case for Relevance." In James Bickerton and Alain-G/ Gagnon Eds., *Canadian Politics 4th edition*. Peterborough, ON: Broadview Press.
- Eaton, Kent. (2004) *Politics beyond the Capital: The Design of Subnational Institutions in South America*. Stanford, CA: Stanford University Press.
- Fenno, Richard F. Jr. (1973) *Congressmen in Committees*. Boston: Little, Brown & Company.
- Gagnon, Alain-G., and A. Brian Tanguay. Eds. (2007) *Canadian Parties in Transition, 3rd edition*. Peterborough, ON: Broadview Press.
- Hall, Peter A. and Rosemary C. R. Taylor. (1996) "Political Science and the Three New Institutionalism." *Political Studies*. Vol. 44 No.5.
- Joyal, Serge. Ed. (2003) *Protecting Canadian Democracy: The Senate You Never Knew*. Montreal, QC; Kingston, ON: McGill-Queens University Press.
- Lusztig, Michael. (1995) "Federalism and Institutional Design: The Perils and Politics of a Triple-E Senate in Canada." *Publis: The Journal of Federalism*. 25 (1) .
- Mayhew, David R. (1974) *Congress: The Electoral Connection*. New Haven, CT: Yale University Press.
- Meekison, J. Peter, Hamish Telford, and Harvey Lazar. Eds. (2002) *Reconsidering the Institutions of Canadian Federalism*. Montreal, QC; Kingston, ON: McGill-Queen's University Press.
- Muller, Wolfgang C., and Kaare Strom. (1999) *Policy, Office, or Votes?: How Political Parties in Western Europe Make Hard Decisions*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Papillon, Martin, and Richard Simeon. (2002) "The Weakest Link? First

- Ministers' Conferences in Canadian Intergovernmental Relations." In J. Peter Meekison, Hamish Telford, and Harvey Lazar. Eds. *Reconsidering the Institutions of Canadian Federalism*. Montreal, QC; Kingston, ON: McGill-Queen's University Press.
- Peters B. Guy. (2005) *Institutional Theory in Political Science: The 'New Institutionalism' 2nd Edition*. London; New York: Continuum.
- Rhodes, R. A. W. (1981) *Control and Power in Central-Local Government Relations*. Farnborough: Gower.
- . (1985) "Intergovernmental Relations in the United Kingdom." In Yves Meny and Vincent Wright. Eds. *Center-Periphery Relations in Western Europe*. London; Boston: George Allen & Unwin.
- Rodden, Jonathan A. (2006) *Hamilton's Paradox: The Promise and Peril of Fiscal Federalism*. New York: Cambridge University Press.
- Savoie, Donald J. (1990) *The Politics of Public Spending in Canada*. Toronto; Buffalo; London: University of Toronto Press.
- . (1999) *Governing from the Centre: The Concentration of Power in Canadian Politics*. Toronto: University of Toronto Press.
- Simeon, Richard. (2006) *Federal-Provincial Diplomacy: The Making of Recent Policy in Canada, Reprinted*. Toronto; Buffalo; London: University of Toronto Press.
- Smith, David E. (2003) *The Canadian Senate in Bicameral Perspective*. Montreal, QC and Kingston, ON: McGill-Queens University Press.
- Strom, Kaare. (1990) "A Behavioral Theory of Competitive Political Parties." *American Journal of Political Science*. Vol.34 No.2.
- Watts, Ronald L. (1999) *The Spending Power in Federal Systems: A Comparative Study*. Kingston, ON: The Institute of Intergovernmental Relations.
- . (2003) "Bicameralism in Federal Parliamentary Systems." In Serge Toyal. Ed. (2003) *Protecting Canadian Democracy: The Senate You Never Knew*. Montreal, QC; Kingston, ON: McGill-Queens University Press.
- . (2008) *Comparing Federal Systems 3rd Edition*. Montreal, QC; Kingston, ON: McGill-Queen's University Press.
- Wright, Deil. (1978) *Understanding Intergovernmental Relations: Public Policy and Participants' Perspectives in Local, State, and National Governments*, North Scituate, MA: Duxbury Press.